

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 公職選挙法の一部が改正され、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用する一定枚数のピラを頒布することができることとされた。
- (2) (1)に併せて、知事の選挙について、県は、条例で定めるところにより、(1)のピラの作成について無料とすることができるものとされた。
- (3) (1)及び(2)にかんがみ、知事の選挙に係るピラの作成について県費負担とするよう、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) ピラの作成について県費負担

ア 県は、知事の選挙の候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限り、イの限度額の範囲内で当該候補者が無料でピラを作成することができるよう、その費用を負担するものとする。

イ 費用の負担の限度額は、候補者1人について、(3)に定めるところにより算定した金額にピラの作成枚数(基準枚数を上限とする。)を乗じて得た金額とする。

(2) 契約締結の届出

(1)アのピラの作成をしようとする者は、ピラの作成業者との間においてピラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会規則で定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(3) 県費の支払

県は、(2)の届出をした候補者が契約に基づきピラの作成業者(当該契約の相手方)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価(次の金額を上限とする。)に当該ピラの作成枚数(当該候補者からの申請に基づき選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、(1)アの要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| ア 当該ピラの作成枚数が<br>5万枚以下である場合 | 7円30銭  |
| イ 当該ピラの作成枚数が<br>5万枚を超える場合  | 36万5千円に4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ピラの作成枚数で除して得た金額 |

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年3月22日とする。

イ 改正後の条例が適用される選挙を定める。